

栄養改善加算（通所）

対象者	① BMIが18.5未満	※ 加算を算定する事業所は利用者がどのような内容の医療や介護サービスを受けているか、利用者本人・家族等・ケアマネジャー・実施事業所との情報交換に努め、該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援する必要がある。
	② 1～6か月の間で3%以上の体重の減少が認められる。	
	③ 基本チェックリストのNo.11の項目が1に該当する。	
	④ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下	
	⑤ 食事摂取量が不良（75%以下）	
	⑥ その他 低栄養状態にある、またはその恐れがあると認められる。	
算定要件	① 事業所の従業者または外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置すること	介護支援計画書内に記載された内容で通所計画書を作成してください。
	② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握していること	
	③ 管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂取・嚥下機能、食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること	
	④ 栄養ケア計画に従い、必要に応じて利用者の居宅を訪問して、管理栄養士が栄養改善サービスを行っていること	
	⑤ 利用者の栄養状態を定期的に記録していること	
	⑥ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること	
	⑦ 定員超過利用・人員基準欠如減算に該当していないこと	
	⑧ おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。	
留意点	① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、ケアマネジメントの一環として行うこととなります	介護支援計画書内に記載された内容で通所計画書を作成してください。
	② 口腔及び摂食・嚥下機能、生活機能の低下、褥瘡、食欲の低下、閉じこもり、認知症、うつの問題を有する利用者については、栄養改善加算の対象者となるか適宜確認することが求められています。	
	③ 原則として、栄養改善加算は、栄養アセスメント加算や口腔・栄養スクリーニング加算と同月に算定できません。但し、栄養アセスメント加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定することができます。	
目的	当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援すること	目標設定をするときにも留意してください。

※ 担当介護支援員さんは介護支援計画書内にアセスメント（加算が必要な状況）・課題（加算が必要な課題）・支援ポイント（加算をつけることにより改善するポイント）を記載してください。栄養改善加算とのみ記載された支援計画書では算定はできません。

注 利用者の栄養状態が不明瞭で、アセスメントが必要な場合は栄養アセスメント加算を行います。低栄養状態またはその恐れがあると判断し、そのケアを行う際は栄養改善加算の算定が適切といえます。

栄養アセスメント加算（通所）

算定要件	① 事業所の従業員として又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。	※ 加算を算定する事業所は利用者がどのような内容の医療や介護サービスを受けているか、利用者本人・家族等・ケアマネジャー・実施事業所との情報交換に努め、該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援する必要がある。
	② 利用者ごとに、管理栄養士・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の者が共同して、栄養アセスメントを実施していること。	
	③ 利用者又はその家族に対して栄養アセスメントの結果を説明し、相談等 必要に応じ対応すること。	
	④ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること（LIFEの活用） ※ 他の事業所・医療機関・介護保険施設・日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。	
	⑤ 定員超過利用・人員欠如減算に該当していないこと。	
算定手順	① 利用すあごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握する。	
	② 管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題を把握する。	
	③ 栄養アセスメントの結果を利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談・情報提供等を行う。	
	④ 低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼する。	
留意点	① 栄養アセスメントとは、利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいいます。	介護支援計画書内に記載された内容で通所計画書を作成してください。
	② 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間、またはその栄養改善サービスが終了して日の属する月は、栄養アセスメント加算を算定できません。	
	※ ただし、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。	
	③ 栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることになります。	

※ 担当介護支援員さんは介護支援計画書内にアセスメント（加算が必要な状況）・課題（加算が必要な課題）・支援ポイント（加算をつけることにより改善するポイント）を記載してください。栄養アセスメント加算とのみ記載された支援計画書では算定はできません。

注 利用者の栄養状態が不明瞭で、アセスメントが必要な場合は栄養アセスメント加算を行います。低栄養状態またはその恐れがあると判断し、そのケアを行う際は栄養改善加算の算定が適切といえます。